

## 非営利法人(仮称)制度の創設に関する検討課題(総論、社団関係その1)

(前注) 本資料では、新たな非営利法人制度に基づく法人については、「非営利法人(仮称)」と、そのうち、社団形態のものについては、「非営利社団法人(仮称)」とそれぞれ称することとする。

### 第1 総論

#### 1 非営利法人(仮称)制度を創設する意義、理念

非営利法人(仮称)制度を創設する意義、理念については、以下の指摘をふまえ、どう考えるか。

(1) 「営利を目的としない」というだけでは、立法の趣旨や改革の理念としては不十分ではないか。非営利法人の統一的理念、原理として、例えば、「非営利の法人の自由な設立を認めることにより、社会を活性化し、文化と科学の発展を図り、併せて福祉の増進を図る」という考え方はどうか。

(2) あらゆる民間団体(注)に一般的に法人格取得の機会を与えることを通じ、人の結合体の自由活発な活動を促進することになるといえるのではないか。

(注) 営利を目的とする団体については、既に会社法制が整備されている。

(3) 「公益性の高いもの」、「構成員の共通の利益を目的とするもの」、「純然たる法技術として法人格が用いられるもの」などを「非営利法人」ととらえた場合、非営利法人という概念は、法技術的には明確であるが、ひとまとめにする理念が不明瞭なものとなる。この場合において、次の二つの方向の選択となるのではないか。あるいは、この二つは両立しうると考えられるか。

非営利法人法制は、純然たる財産管理に関する法技術にすぎないと割り切る。

非営利法人法制の主な利用主体を想定し、その主たる目的は「私人の公益的活動の支援」「生活世界の充実」「民間非営利活動の促進」などにあるとする。

#### 2 非営利の概念

非営利法人(仮称)における「非営利」の概念を検討する場合において、次に掲げる事項については、どのように考えるべきか。

(1) 出資することを構成員となるための要件とすることの可否。

(2) 対外的活動によって得た利益を構成員に分配することの可否。

いわゆる「実質的な利益分配」についてどう考えるか。これを防止するために、法人の活動

について何らかの制約を課することが相当か(後記4参照)。

(3) 法人が解散した場合において、残余財産を構成員に分配することの可否。

(4) 法人の財産について構成員に持分を認めることの可否。

中間法人法上の中間法人では、(1)、(2)及び(4)は、否定されているが、(3)については、社員総会の決議により分配することも妨げられない(中間法人法第86条2項)。

持分を認める場合には、後記第2・2・(2)の に掲げた事項が問題となる。

### 3 定義、名称

(1) 非営利法人(仮称)の定義

(2) 社団形態、財団形態の非営利法人(仮称)の名称及びその総称

### 4 事業

非営利法人(仮称)の行い得る事業については、格別の制限をしないこととしてよいか。

### 5 運営の電子化

非営利法人(仮称)関係書類の作成、保存及び社員総会における議決権の行使等の電子化について、所要の規定を置くこととしてよいか。

## 第2 非営利社団法人(仮称)

### 1 設立

(1) 設立手続

定款の作成、定款記載事項、定款の認証、設立時の役員を選任、設立の登記等について、他の法人法制を参考としつつ、所要の規定を置くこととしてよいか。

【関連規定】 民法第37条、中間法人法第10条、第93条、有限会社法第5条、商法第165条等

(2) 財産的基盤の確保の要否

設立時に一定額の財産を保有することの要否

次の2つの考え方のうち、いずれの考え方によるべきか。

ア 一定の財産(例えば、300万円)を保有することを要する。

イ アのような規制をしない。

「会社法の現代化に関する要綱試案」第4部・第2・1・(1)においては、次の3案が提示されている。

a案 株式会社について、現行の有限会社と同額の300万円とする。

b案 株式会社・有限会社について、300万円よりもさらに引き下げた額(例えば100万円、10万円等)とする。

c案 設立時に払い込むべき金銭等の額については規制を設けない。

【関連規定】 中間法人法第12条、有限会社法第9条、商法第168条ノ4

### 成立後の純資産額保有規制

成立後の純資産額保有規制は設けないこととしてよいか。

【関連規定】 無

### (3) その他

以上のほか、設立に関してどのような規定が必要であるかについて、他の法人法制を参考としつつ、なお検討する。

## 2 社員

### (1) 社員の最低人数

2人以上とすることによいか。

【関連規定】 中間法人法第10条第1項、第93条第1項

### (2) 社員の地位

社員たる資格の得喪、経費支払義務、退社及び除名等に関する規律について、他の法人法制を参考としつつ、所要の規定を置くこととしてよいか。

法人の財産について社員に持分を認めた場合、社員の退社に際し、持分の清算(買取、払戻)を認めるべきか、法人が解散した場合、社員に持分の返還を認めるべきか。

【関連規定】 民法第37条、中間法人法第10条第2項第4号、有限会社法第19条、第24条、第49条から第57条、商法第204条、第212条、第213条、第280条ノ2等

### (3) 社員の責任

社員は、法人の債権者に対して責任を負わないこととしてよいか(有限責任)。

有限責任タイプのほかに、社員が法人の債権者に対して責任を負うタイプの法人類型を設けるべきか。

【関連規定】 中間法人法第 97 条、有限会社法第 17 条、商法第 200 条

#### (4) 少数社員権

少数社員による社員総会の招集請求権、役員解任の裁判の請求、会計帳簿・会計書類の閲覧・謄写の請求等に関する規律について、他の法人法制を参考としつつ、所要の規定を置くこととしてよいか。

【関連規定】 民法第 61 条第 2 項、中間法人法第 30 条、有限会社法第 37 条、商法第 237 条等

#### (5) その他

以上のほか、社員に関してどのような規定が必要であるかについて、他の法人法制を参考としつつ、なお検討する。

### 3 管理

#### (1) 社員総会

##### 社員総会の権限

次の2つの考え方のうち、いずれの考え方によるべきか。

ア 社員総会は、法令又は定款に定めた事項に限り、決議することができる。

イ 社員総会は、強行規定に反しない限り、いかなる事項についても決議することができる。

【関連規定】 民法第 63 条、中間法人法第 28 条、商法第 230 条ノ1

##### 議決権

社員は、各1個の議決権を有するものとするが、定款で別段の定めをすることを妨げないものとしてよいか。

【関連規定】 民法第 65 条第 1 項、第 3 項、中間法人法第 33 条、有限会社法第 39 条、

商法第 241 条第 1 項

##### 議事運営等

招集、招集通知及び総社員の同意による招集手続の省略並びに議事及び議事録等について、他の法人法制を参考としつつ、所要の規定を置くこととしてよいか。

【関連規定】 民法第 60 条、第 61 条、中間法人法第 29 条第 1 項、有限会社法第 35 条、商法第 231 条、

第 261 条等

##### その他

以上のほか、社員総会に関してどのような規定が必要であるかについて、他の

法人法制を参考としつつ、なお検討する。

## (2) 理事

定数、任期、選解任、欠格事由、法人との関係等

理事の定数、任期、選解任、欠格事由、法人との関係等に関する規律について、他の法人法制を参考としつつ、所要の規定を置くこととしてよいか。

理事の定数は、1人又は数人とするのでよいか。

理事の任期を法定(例えば、2年)するのでよいか。

【関連規定】 民法第52条第1項、中間法人法第39条、有限会社法第25条、商法第255条等

権限

理事の権限(業務執行、法人の代表)について、他の法人法制を参考としつつ、所要の規定を置くこととしてよいか。

【関連規定】 民法第52条、第53条、中間法人法第44条、第45条、有限会社法第26条、第27条、  
商法第260条第3項、第261条

非営利社団法人(仮称)との取引等

理事と非営利社団法人(仮称)との間の取引等について、他の法人法制を参考としつつ、所要の規定を置くこととしてよいか。

理事の競業禁止義務に相当する規定を設ける必要があるか。

【関連規定】 民法第57条、中間法人法第46条、有限会社法第30条、商法265条等

非営利社団法人(仮称)又は第三者に対する責任

理事の非営利社団法人(仮称)に対する責任及び第三者に対する責任について、他の法人法制を参考としつつ、所要の規定を置くこととしてよいか。

【関連規定】 中間法人法第47条、第48条、有限会社法第30条ノ2、第30条ノ3、商法第266条、  
第266条ノ3

理事会

理事会制度を法定すべきか。

【関連規定】 商法第260条

その他

以上のほか、理事に関してどのような規定が必要であるかについて、他の法人法制を参考としつつ、なお検討する。

### (3) 監事

#### 必置の要否

監事を必置機関とするかどうか。

【関連規定】 民法第 58 条、中間法人法第 51 条、有限会社法第 33 条第 1 項

定数、任期、選解任、欠格事由、法人との関係等に関する規律について、他の法人法制を参考としつつ、所要の規定を置くこととしてよいか。

【関連規定】 中間法人法第 53 条、商法第 273 条等

#### 権限

監事の権限については、どう考えるか。

ア 会計監査に限ることとする。

イ 会計監査だけでなく、業務をも監査する。

イによるときは、監事に、事業の遂行状況に関する報告徴収権及び調査権、社員総会提出議案等に対する報告義務、意見陳述権、社員総会招集権、差止請求権等に関する規定をも置くこととすべきか。

【関連規定】 民法第 59 条、中間法人法第 55 条、第 60 条第 3 項、有限会社法第 33 条ノ 2、

第 43 条第 3 項、商法第 260 条ノ 3、第 274 条、第 275 条、第 275 条ノ 2、第 281 条ノ 3

#### 非営利社団法人(仮称)又は第三者に対する責任

監事の非営利社団法人(仮称)又は第三者に対する責任について、他の法人法制を参考としつつ、所要の規定を置くこととしてよいか。

【関連規定】 中間法人法第 56 条、第 57 条、有限会社法第 34 条、商法第 266 条ノ 3 第 1 項、

第 277 条、第 280 条第 1 項

#### その他

以上のほか、監事に関してどのような規定が必要であるかについて、他の法人法制を参考としつつ、なお検討する。

### (4) 代表訴訟

代表訴訟に相当する制度を置くこととしてよいか。

【関連規定】 中間法人法第 49 条、第 58 条第 3 項、有限会社法第 31 条、第 34 条第 1 項、

商法第 267 条、第 280 条第 1 項

#### 4 計算等

##### (1) 会計帳簿並びに計算書類等の作成及び承認

会計帳簿並びに計算書類等の作成及び承認について、他の法人法制を参考としつつ、所要の規定を置くこととしてよいか。

原則として、企業会計原則によることとしてよいか。

(注) なお、企業会計原則を取り入れた新たな公益法人会計基準(案)(平成15年3月28日公益法人会計基準検討会報告書)が取りまとめられている。

【関連規定】 民法第51条第1項、中間法人法第59条第1項、第2項、第60条第3項、

有限会社法第43条第1項、第3項、第46条、商法第281条第1項、第281条ノ3第1項、  
第283条第1項

##### (2) 計算書類等の開示

計算書類等の備置、備え置く場所及びこれらの書類の閲覧又は謄写の請求等について、他の法人法制を参考としつつ、所要の規定を置くこととしてよいか。

社員及び債権者に対する開示のみで足りるかと考えて良いか。

(注) 公益法人の場合、事務所に備え置き、一般の閲覧に供している(「公益法人の設立許可及び指導監督基準」7、「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」7)。

また、インターネットでの公開も要請されている(「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」)。

【関連規定】 民法第51条第1項、中間法人法第61条第1項、有限会社法第43条ノ2第1項、

商法第282条第1項等

##### (3) 定款等の開示

定款、社員名簿、社員総会の議事録等の備置、備え置く場所及びこれらの書類の閲覧又は謄写の請求等について、他の法人法制を参考としつつ、所要の規定を置くこととしてよいか。

【関連規定】 民法第51条第2項、中間法人法第68条第1項、有限会社法第28条第1項、

商法263条第1項等

##### (4) その他

以上のほか、計算等に関してどのような規定が必要であるかについて、他の法人法制を参考としつつ、なお検討する。

## 5 定款の変更

定款を変更するには、社員総会の決議によらなければならないものとし、当該決議は、社員総会の特別決議により行わなければならないこととしてよいか。

特別決議の要件については、なお検討する。

【関連規定】民法第 38 条、中間法人法第 72 条、有限会社法第 47 条、第 48 条、商法第 342 条第 1 項、  
第 343 条

## 6 解散

### (1) 解散事由

非営利社団法人(仮称)は、定款に定めた事由の発生、社員総会の決議、合併、社員が一人となったこと、破産、解散を命ずる裁判によって解散することとしてよいか。

【関連規定】民法第 68 条、中間法人法第 81 条第 1 項、第 108 条、有限会社法第 69 条、商法第 404 条

### (2) 休眠法人の整理

休眠法人のみなし解散の制度について、他の法人法制を参考としつつ、所要の規定を置く方向で検討することとしてよいか。

【関連規定】中間法人法第 84 条、商法第 406 条ノ 3

### (3) その他

以上のほか、解散に関してどのような規定が必要であるかについて、他の法人法制を参考としつつ、なお検討する。

## 7 合併及び組織変更

(1) 非営利社団法人(仮称)の合併について、所要の規定を置くこととしてよいか。

(2) 組織変更手続の要否については、なお検討する。

【関連規定】中間法人法第 122 条から第 149 条、有限会社法第 59 条から第 68 条、商法第 56 条、  
第 408 条から第 416 条

## 8 清算

(1) 残余財産の帰属



残余財産の帰属に関する規律の在り方については、どのように考えるべきか。

残余財産の帰属については、定款に定めがない場合には、社員の自律的意思決定に委ねてよい。

残余財産の帰属については、一定の制約を課すべきであり、社員に対する処分は認めない。

【関連規定】 民法第 72 条、中間法人法第 86 条、第 113 条、有限会社法第 73 条、商法第 425 条

## (2) 設立の無効及び取消しの訴え

非営利社団法人(仮称)の設立の無効及び取消しの訴えについて、所要の規定を置くこととしてよいか。

【関連規定】 中間法人法第 22 条、第 95 条、有限会社法第 75 条第 1 項、商法第 428 条

## (3) その他

非営利社団法人(仮称)の清算について、所要の規定を置くこととしてよいか。

## 9 外部者による監査等

外部者による監査等、法人の規模等に応じた特例の要否については、なお検討する。

【関連規定】 商法特例法第 2 条

## 10 その他

### (1) 立法の形式

立法の形式をどうするか。民法にどのような規定を置くべきか。

### (2) 中間法人制度との法制上の関係等

新たな非営利法人(仮称)制度と現行の中間法人制度との法制上の関係については、なお検討する。

### (3) 経過措置等

経過措置等については、新たな非営利法人(仮称)制度及び公益性のある法人の在り方がある程度具体的になったところで本格的な検討を開始することとしてはどうか。